

以下のいずれかの方法により手数料を納付してください。

4連符式納付書による納付

- ①長寿社会課へ4連符納付書の送付を依頼する。
- ②納付書を受領後、金融機関またはコンビニで手数料を納付する。
- ③長寿社会課の HP よりダウンロードした申請書に、納付済証を貼付し申請する。

注意1) コンビニで納付した場合は納付済証への領収印がないため、領収証書とセットでご提出ください。

POS レジによる納付

- ①県のHPから申請書をダウンロードする。
- ②県の庁舎でPOS レジのある納付窓口※で、申請書の2枚目にあるバーコードを提示し、手数料を支払う。
- ③納付窓口で受け取ったレシート2枚のうち、タイトル（ロゴ）下に「控1」の表示があるレシートを申請書に添付し、長寿社会課へ郵送する。

※レジ収納窓口

庁舎名	場所
県庁本庁舎	地下1階売店
中部総合事務所	別館1階
西部総合事務所	2号館1階

注意1) レシートを2枚ともに紛失した場合は、再度手数料を納付いただくこととなりますのでご注意ください。また、「控1」の表示がある県提出用のレシートのみを紛失した場合でも、他の申請で使用されていないことが確認できなければ同様の処理となります。